

■ 総論

No.	意 見	考 え 方	案の修正
1	ビジネスネーム（通称名）に関して、本人の使用実績を証明するための証拠を収集するのが困難な場合が多く、手続きにおけるハードルとなっています。より柔軟かつ実態に即した証明方法の検討をお願いしたいです。 【記載無】	御意見は、今後の参考とさせていただきます。 本4件のガイドライン改訂につきましては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」としてこの4月1日に施行したこと及び改正法の施行に合わせて、総務省から「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」等も施行されていることを踏まえて対応するものであり、その観点から必要な事項を取りまとめたものです。 今後とも、時代に即した対応が必要となる事項について、適時適切に検討することが適当と考えます。	無
2	申請や対応にかかる時間が比較的長く、被害が拡大してしまう懸念があります。迅速な対応が可能となるよう、体制の強化や手続きの簡素化をご検討いただければと存じます。 【記載無】	名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン38頁では、「大規模特定電気通信役務提供者以外のプロバイダ等にとっては法律上の義務ではないとしても、自主的に態勢を整えることが必要である」として、「権利侵害の申出に対して遅滞なく対応するための態勢整備を求める」とともに、「迅速化規律のうち、申立の受付方法の公表（法22条1項）、デジタル方式での対応（法22条2項1号）、申立者に過重な負担をかけない手続きの整備（見つけやすい通知・依頼フォームの用意や申立者のプライバシー等の侵害を生じさせない手続きの整備など）（法22条2項2号）、申立受付日が申出者に明らかとなる対応（法22条2項3号）並びに侵害情報送信	

		防止措置等の通知（講じなかった場合の理由の通知を含む）（法 25 条 1 項）などについては、プロバイダ等として、規模にかかわらず整備することが望ましい」としており、体制強化や手続の簡素化に資するものと考えられます。	
3	明確に被害を訴えているにもかかわらず、「権利侵害に該当しない」との理由で対応がなされないケースがあります。もう少し柔軟に被害者の立場に立った判断や対応がなされる仕組みを望みます。 【記載無】	御意見は、今後の参考とさせていただきます。 本 4 件のガイドライン改訂につきましては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」としてこの 4 月 1 日に施行したこと及び改正法の施行に合わせて、総務省から「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」等も施行されていることを踏まえて対応するものであり、その観点から必要な事項を取りまとめたものです。 今後とも、時代に即した対応が必要となる事項について、適時適切に検討することが適当と考えます。	
4	被害者側の主張が十分に反映されない場合があります。たとえば、「発信者が削除を拒否した」との理由でそのまま公開が継続されることがありますが、発信者の意思だけでなく、被害者の受けた影響にも配慮した対応をお願いしたいです。 【記載無】	名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン III-3 照会手続の手順⑥（43-44 頁）において、発信者に対する意見照会手続において、発信者からの反論があった場合、その事実をもって公開を続けるのではなく、反論の合理性をプロバイダ等が判断し、必要に応じて削除を選択することが望ましい場合があることを述べております。	
5	商品の悪評を書き自分の商材を売りつける手法を用いて商品の信用を毀損しているサイトがよく存在します。 不正競争防止法違反に該当しますが、情報流通プラットフォーム対処法では対象外のようなのでこちらも対象にして欲しいです。 【記載無】	総務省「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」（令和 7 年 3 月 11 日）1-1-10. 営業上の利益（7 頁）において、「不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）にお	

		いては、第2条第1項各号に定められる「不正競争」が行われ、かつ営業上の利益が侵害されるおそれがある場合には、差止請求等が認められる」旨の記載があり、「特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が他人の権利・利益を侵害する場合」の一例として示されており、情報流通プラットフォーム対処法において、ご指摘のような信用毀損への侵害情報送信防止措置の対応が可能な場合もあります。もっとも、信用毀損情報が掲載されたサイトが不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでない場合は、大規模特定電気通信役務提供者の義務の対象外となる場合もあります。名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインでは、38頁の脚注31にある通り、プロバイダ等の規模にかかわらず権利侵害が発生する蓋然性の高さや被害の深刻度合いに応じた体制整備をすることの重要性を記述しております。	
--	--	---	--

■ 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

該当ページ	意見対象項目	意見・理由	考 え 方	案の修正
P13	Ⅱ-2-4 (1)氏名・連絡先以外の情報の特徴	氏名・連絡先以外の送信防止措置の要請の対象となる、いわゆるセンシティブな情報として、「全国部落調査復刻版公開差止訴訟」の東京地裁・高裁判決の一部を脚注において今回、新たに明示されたことは、同和地区に関する識別情報の削除を迅速に行っていくうえで、大変意義があると考えます。【香川県総務部人権・同和政策課】	賛同の御意見として承ります。	無
P38	Ⅲ-1 申立ての受付	情報流通プラットフォーム対処法における迅速化規律について、法律上の義務でないとしても、自主的に態勢を整えることが必要であるとして、申立の受付方法、申立者に過度な負担をかけない手続きの整備、申立受付日や措置状況の通知などについて、プロバイダ等として、規模にかかわらず整備することが望ましいとされた点は、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっていることを真正面から受け止めたものと評価できる。 【香川県総務部人権・同和政策課】	賛同の御意見として承ります。	無
ー	Ⅱ 侵害情報送信防止措置等の判断基準	情報流通プラットフォーム対処法の施行にあたり、本ガイドラインを精力的に見直されたことに、まずは敬意を表します。その立場に立って、送信防止措置の判断基準について意見を申し述べます。 改正ガイドラインでは、これまで同様、プライバシー侵害の観点及び名誉毀損の観点から、判断基準を明示されています。しかし、同和問題についていえば、上記「全国部落調査復刻版出版差止訴訟」（東京高裁判決）において「私生活の平穏」を理由とする人格権の侵害が認められ、確定しています。 同高裁判決では、「実際に不当な扱いを受けるに至らなくても（省略）これにより平穏な生活が侵害されることになる」と判断しており、プライバシーや名誉毀損とは、成立要件を異にしているとも考えられることから、別途、判断基準を設けることについて、ご検討いただきたく意見を提出します。【香川県総務部人権・同和政策課】	ご指摘の控訴審では、「本件地域情報の公表によって1審原告らに具体的な損害が生じたことを認めるに足りる的確な証拠はないとしても、前示のとおり、本件地域情報の公表は平穏な生活を侵害するものであり、（略）個人原告らが慰謝されるべき精神的苦痛を受けたこと」を認めて慰謝料を算定していますが、プライバシー・名誉毀損と成立要件を異にする別途の判断基準によるものとはいえないと理解しております。 なお、「全国部落調査復刻版出版差止訴訟」の判決で認められた権利侵害について、侵害情報送信防止措置等が適切に講じられるよう、名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインでは、分かりやすい判断基準を示していくためにも、御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無

